

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## 「三井住友マネー・マネージメント・ファンド（三井住友MMF）」 繰上償還（信託契約の解約）（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、受益者の皆さまにご投資いただいております弊社の投資信託「三井住友マネー・マネージメント・ファンド（三井住友MMF）」について、元本の安全性と流動性を確保しつつ安定運用を行うことが困難と判断し、信託約款の規定に従い、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

当ファンドの繰上償還にご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、この繰上償還にご異議のある場合は、異議申立を行うことができます。詳しくは、「Ⅱ：繰上償還の概要 3. 異議申立手続等について」をご参照ください。

また、当ファンドの資金運用等にかかる費用等により元本を下回るリスクが高いと判断され、かつ元本を下回る当該リスクが下記手続終了前に発生すると判断した場合には、「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、」所定の期間に所定の下記手続を行うことが困難な場合に当たるものとして、下記手続によらず、また下記手続を中止して速やかに繰上償還することがあります。

敬具

記

### I：繰上償還を行う投資信託の名称

三井住友マネー・マネージメント・ファンド（三井住友MMF）

### II：繰上償還の概要

#### 1. 繰上償還の理由

「三井住友マネー・マネージメント・ファンド（三井住友MMF）」は、元本の安全性と流動性の確保を重視して、短期の国債等で運用を行ってまいりました。

このたび日本銀行がマイナス金利政策を導入したことにより、当ファンドの主要投資対象である短期国債や短期金融商品もマイナス利回りとなっております。

弊社としましては、当ファンドの元本の安全性と流動性を確保しつつ、当ファンドの運用の基本方針である「安定した収益の確保をめざして安定運用を行う」ことが困難な状況となっているため、この信託契約を解約することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、信託を終了させるものです。

#### 2. 繰上償還予定日

平成28年4月28日

### 3. 異議申立手続等について

- (1) 上記の繰上償還に関しましては、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、ご異議のある受益者の方は異議申立を行うことができます。

上記の繰上償還に関してご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

- (2) 上記の繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、異議申立の受付期間中（平成28年3月3日から平成28年4月4日）に、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。上記期間内に、ご異議のお申し出のあった受益者の方の受益権の口数が平成28年3月3日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成28年4月28日に繰上償還を行わせていただきます。

この場合、ご異議のお申し出をされた受益者の方は、平成28年4月7日から平成28年4月26日までの間に、ご自身の受益権を、公正な価額（受託会社を買取請求の必要書類を受理した日の翌営業日の前日の基準価額とします。）で信託財産をもって買い取るよう受託会社に請求することができます。

#### <補足説明>

##### 【1. 異議申立結果と繰上償還について】

前記の通り、ご異議のお申し出のあった受益者の方の受益権の口数が公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が行われます。2分の1を超えた場合は、繰上償還は行わず、繰上償還を行わない旨を公告し、また、速やかに受益者の皆さまに書面でお知らせします。

##### 【2. 買取請求について】

この繰上償還が予定通り行われることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、弊社より別途ご案内する方法により、ご自身の受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。(ご異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。)

その際の買取価額は、一部解約に準じて、受益者の方からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日の翌営業日の前日の基準価額とさせていただきます。

なお、受託会社より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

#### 4. 日程

日付	内容	詳細
平成28年3月3日	新聞公告日	日本経済新聞に掲載を行います。 また、弊社ホームページ上でも開示いたします。
平成28年3月3日 ～4月4日	①異議申立受付期間	異議申立の受付期間中に、異議申立書を送付することにより、この繰上償還に関するご異議を申し立てることができます。
平成28年4月5日	②繰上償還の正式決定	異議申立を行った受益者の方の受益権の口数を集計し、新聞公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、当ファンドの繰上償還の実施を決定します。
平成28年4月7日 ～4月26日	③買取請求	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、異議申立を行った受益者の方は、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。
平成28年4月28日	繰上償還	②で当ファンドの繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施します。

なお、上記日程に関わらず、当ファンドの資金運用等にかかる費用等により元本を下回るリスクが高いと判断され、かつ元本を下回る当該リスクが上記手続終了前に発生すると判断した場合には、「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、」所定の期間に所定の上記手続を行うことが困難な場合に当たるものとして、上記手続によらず、また上記手続を中止して速やかに繰上償還することがあります。

### Ⅲ：異議申立の方法

繰上償還に関してご異議のある受益者の方は、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。

(ご異議がない場合は書面の送付等は不要です。)

○異議申立受付期間	平成28年3月3日から平成28年4月4日まで (ご注意) 異議申立は、平成28年4月4日弊社到着分までを有効とさせていただきます。
○書面の記載内容	次の①～⑥を記載してください。 ①住所、②氏名(署名、捺印)、③電話番号(日中連絡先)、④ファンド名、⑤取扱販売会社名、取引店、口座番号*、⑥繰上償還について反対する旨 *ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店、口座番号をご記入ください。 ※上記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立を受け付けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。
○書面の送付先	〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階 三井住友アセットマネジメント株式会社 ディスクロージャー部 ドキュメンテーション課 宛

## Ⅳ：個人情報取得の目的等

弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）が取得するご異議を申し立てられる受益者の方に関する個人情報（異議申立書等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。）は、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権の合計口数の確認のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的には使用いたしません。弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）はその個人情報を必要な範囲で販売会社、受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有いたしますので、ご了承ください。

## Ⅴ：本件に関するお問い合わせ

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまの販売会社でのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友アセットマネジメント株式会社）では保有しておりません。口座の残高等のお取引情報につきましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

三井住友アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル **0120-88-2976**

（平成28年3月3日から平成28年4月4日までの営業日の9:00～17:00）

以上